

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

石 巻 市

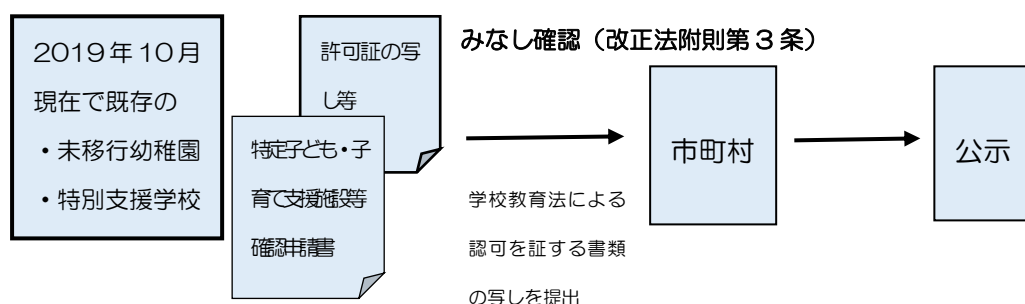
特定子ども・子育て支援施設等の確認について

「確認」の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、市が施設等利用給付を実施する観点から、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質 ②対象施設等の運営）を満たしていることを把握する必要があるため、施設・事業者は、確認のための申請を提出する必要があります。

※対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においてもその効力を有します。

(1) 令和元年10月現在の既存で未移行幼稚園

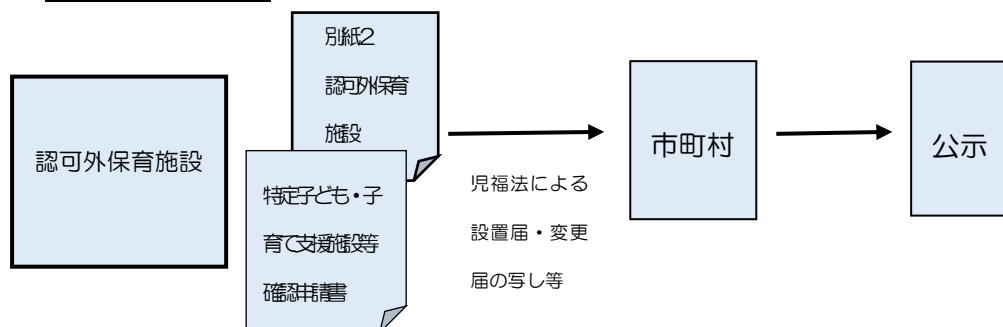


子ども・子育て支援法改正法附則第3条のとおり、未移行幼稚園については、施行日に確認を行ったものとみなすため、基本的に確認手続きは不要となりますが、対象事業所の把握と認可を受けていることを確認するため、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(共通)」と、学校教育法による認可を証する書類の写しの提出が必要となります。

(提出書類)

- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（共通）
- ・ 学校教育法による認可を証する書類の写し

(2) 認可外保育施設



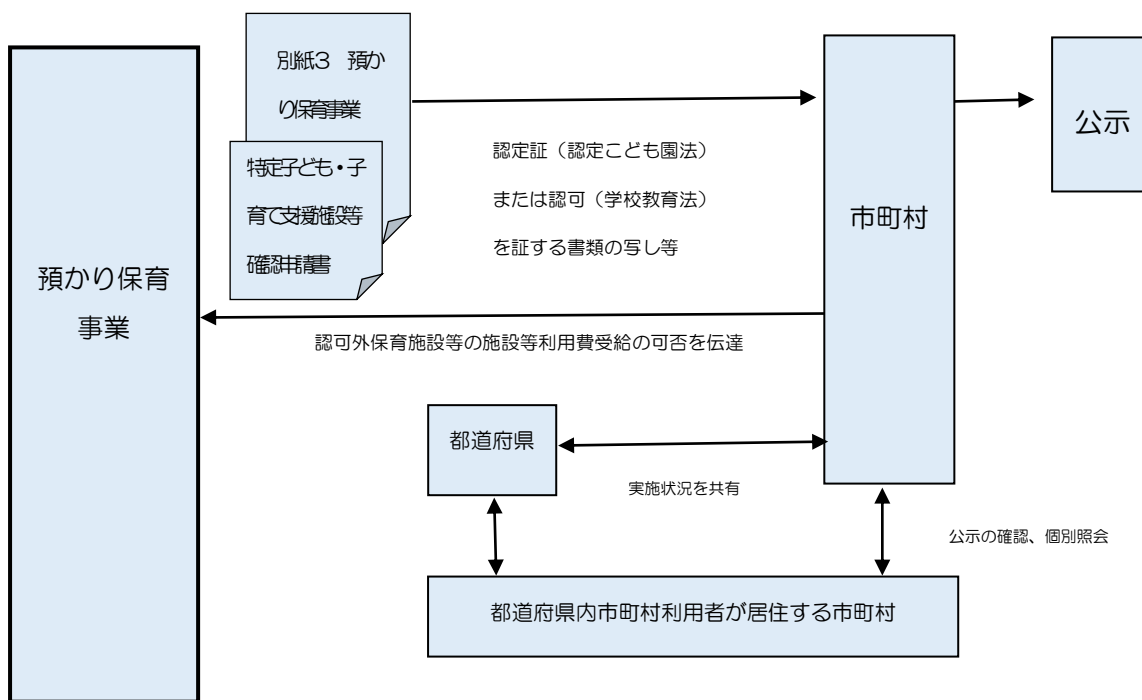
認可外保育施設は、県に児童福祉法に基づく事業開始の届出を行うとともに、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(共通)」と、「認可外保育施設(別紙2)」に必要事項を記入し、確認の申請が必要となります。

認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がなされていることや国の指導監督基準を満たしているのかを確認します。(ただし、5年間の経過措置期間中は届出がなされた施設であれば対象とします。)

(提出書類)

- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（共通）
- ・ 認可外保育施設（別紙2）
- ・ 定款・寄付行為等及びその登記事項証明書等
- ・ 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- ・ 法第58条の10第2項に規定する申請することができない者に該当しない旨の誓約書
- ・ 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し
- ・ 料金表及び利用案内、パンフレット
- ・ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）の状況を説明する書類
- ・ 職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類

(3) 預かり保育事業



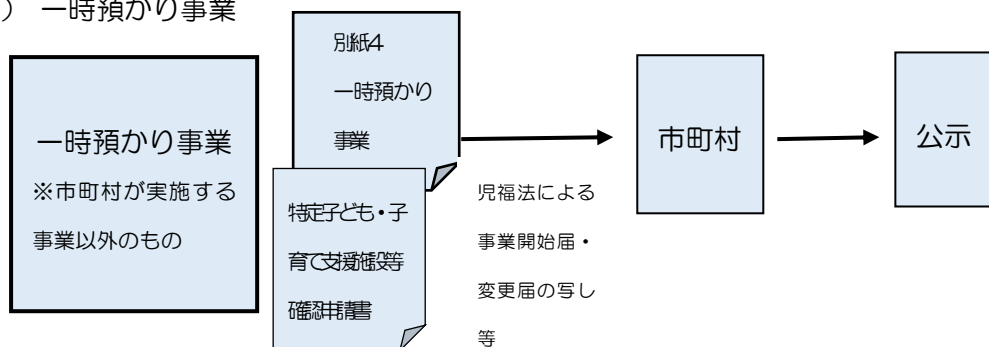
預かり保育事業を実施する事業者は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（共通）」と「預かり保育事業（別紙3）」に必要事項を記入し、確認の申請が必要となります。

(提出書類)

- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（共通）
- ・ 預かり保育事業（別紙3）

- ・定款・寄付行為等及びその登記事項証明書等
- ・役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- ・法第58条の10第2項に規定する申請することができない者に該当しない旨の誓約書
- ・認定こども園・認定こども園法第17条第1項の規定による認可又は認定こども園法第3条第1項もしくは第3項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し
- ・料金表及び利用案内、パンフレット
- ・預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格・研修修了の有無が分かるもの）
- ・施設の図面（預かり保育事業の実施場所を明示したもの）

(4) 一時預かり事業

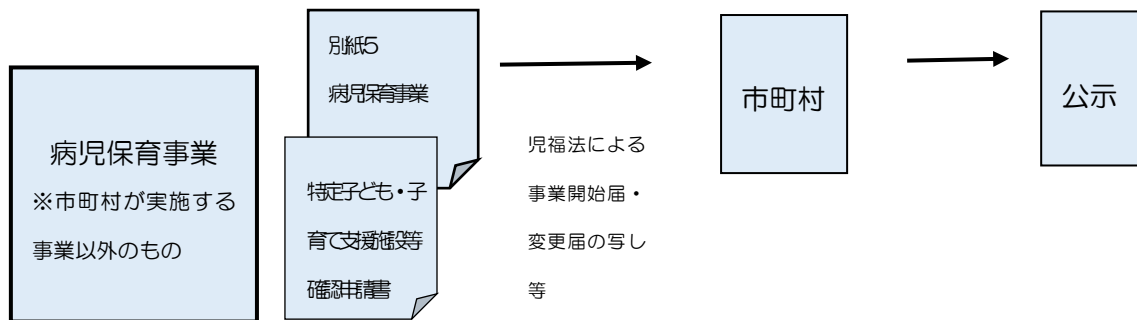


石巻市が実施する事業（委託事業を含む。）以外の一時預かり事業については、児童福祉法に基づき、一時預かり事業の届出が適法になされた事業であることを確認する必要があるため、施設・事業者は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（共通）」と「一時預かり保育事業（別紙4）」に必要事項を記入し、確認の申請が必要となります。なお、幼稚園等で行う一時預かり事業は、預かり保育事業として確認の申請が必要なため、一時預かり事業としての確認申請は不要です。

(提出書類)

- ・特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（共通）
- ・一時預かり保育事業（別紙4）
- ・定款・寄付行為等及びその登記事項証明書等
- ・役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- ・法第58条の10第2項に規定する申請することができない者に該当しない旨の誓約書
- ・児童福祉法34条の12の規定により届け出た一時預かり事業開始届及び変更届の写し
- ・料金表及び利用案内、パンフレット

(5) 病児保育事業



病児保育事業については、児童福祉法に基づき、都道府県に病児保育事業の届出が適法になされた事業であることを確認する必要があるため、施設・事業者は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（共通）」と「病児保育事業（別紙5）」に必要事項を記入し、確認の申請が必要となります。

（提出書類）

- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（共通）
- ・ 病児保育事業（別紙5）
- ・ 定款・寄付行為等及びその登記事項証明書等
- ・ 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- ・ 法第58条の10第2項に規定する申請することができない者に該当しない旨の誓約書
- ・ 児童福祉法34条の18の規定により届け出た病児保育事業開始届及び変更届の写し
- ・ 料金表及び利用案内、パンフレット
- ・ 施設の図面（保育室などの配置が分かるもの）

2. 事務手続きについて

(1) 確認申請について

| | |
|---------|-----------------------------|
| 8月末 | 確認申請書類の提出【提出期限：8月30日〆切り】 |
| 9月初旬～中旬 | 確認申請書類の審査（市） |
| 9月下旬 | 確認決定通知（市） |
| 10月上旬 | 公示（市） ※確認を行った施設等が無償化の対象となる。 |

(2) 提出方法

- ・提出書類については、担当課窓口へ提出ください。
- ・様式は市ホームページへも掲載（予定）しますので、ご活用ください。

(3) その他

確認申請後に、確認を受けた事項に変更があった場合については、「特定子ども・子育て支援施設等確認変更届」を、確認を辞退される場合は、「特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届」の提出が必要となります。

<お問い合わせ>（石巻市役所 代表 95-1111）

●幼稚園に関すること

教育総務課（内線 5015）

●保育所（園）、認定こども園、認可外保育園等に関すること

子ども保育課（内線 2522）

●病児保育に関すること

子育て支援課（内線 2554）